## 記者発表資料

提供日:令和2年(2020年)6月23日

部局名:総合企画部所属名:情報政策課

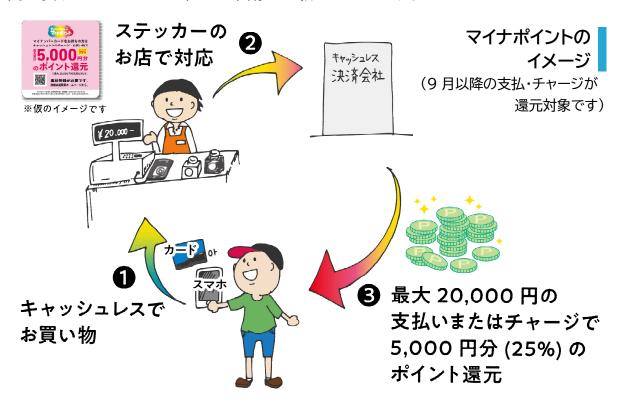
担 当:萩原、真渓、筈井 電 話:077-528-3382

メール:ce00@pref.shiga.lg.jp

## 「マイナポイント」の申込みが7月1日からスタート

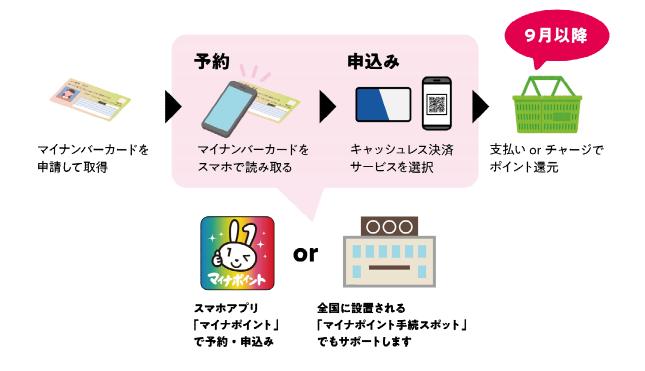
総務省が実施する「マイナポイント」事業の申込みが、7月1日から始まります。 お申込みはスマートフォンのアプリ「マイナポイント」から行なっていただくことも 可能ですが、県内に順次設置される専用窓口「マイナポイント手続スポット\*」で も、マイナポイントの申込支援を受けることができます。

マイナポイントの申込みには、キャッシュレス決済サービス\*の登録のほか、マイナンバーカードが必要です。お持ちでない方はマイナンバーカードの申請(郵送またはウェブサイトで可能)が必要ですが、申請してからカードが届くまで 1~2 ヶ月の期間を要することから、お早めの申請をお願いいたします。



※「マイナポイント手続スポット」の県内設置場所一覧や、選択可能なキャッシュレス決済サービスについては、総務省「マイナポイント事業」サイトをご覧ください。 → https://mynumbercard.point.soumu.go.jp

## マイナポイント申込みまでの流れ



## お申込みにあたっての留意点

- キャッシュレス決済サービスは<u>一人につき 1 つしか選ぶことができず、一度選択すれば変更ができません。</u>各サービスの最新情報をご確認いただき、お申込みください。
- マイナポイントの申込みが完了しても、<u>キャッシュレス決済サービスのポイント還元は、</u> 9月以降のチャージや支払いが対象となります。それ以前のチャージや支払いはポイント還元の対象外となりますので、ご注意ください。
- ポイント還元対象となる支払いやチャージを行う際、マイナンバーカードを使うこと はありません。

マイナポイントについて、<u>滋賀県の施策や取組みに関する情報は、滋賀県ホームページに順次掲載いたします</u>。

→ https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/mynumber (7月1日から公開予定)